

○東京藝術大学美術愛住館運営委員会要項

〔令和7年11月20日  
制 定〕

(設置)

第1条 本学に、美術愛住館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、美術愛住館（以下「愛住館」という。）の円滑な運営を図るとともに、愛住館で実施される事業等を総括することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 愛住館の運営方針に関する事。
- (2) 愛住館主催の展覧会及びイベントの企画実施に関する事。
- (3) 愛住館におけるアーティスト・イン・レジデンスに関する事。
- (4) 愛住館を活用した渉外活動及び社会連携活動等の企画に関する事。
- (5) その他、愛住館の企画及び管理運営に必要とされる事。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事（学長特命担当）のうち学長が指名する者
- (3) 理事（経営改革・財務担当）
- (4) 副学長（国際連携担当）
- (5) 学長特別補佐（藝大基金担当）
- (6) 美術学部長
- (7) 音楽学部長
- (8) 大学院映像研究科長
- (9) 大学院国際芸術創造研究科長
- (10) 社会連携センター長
- (11) 事務局長

(議長)

第5条 委員会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、委員会を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員会に構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(運営等)

第7条 委員会の庶務は、各課各部局の協力を得て社会連携課において処理する。

- 2 愛住館の管理運営は、社会連携センター、基金室及び社会連携課が所掌する。

附 則

- 1 この要項は、令和7年11月20日から施行する。
- 2 「堺屋太一記念 東京藝術大学 美術愛住館」企画運営委員会要項（令和4年6月7日学長裁定）は、廃止する。